

一般社団法人 大木町合併処理浄化槽維持管理協会

合併処理浄化槽機能回復助成に関する規程

第1条 目的

浄化槽の性能維持と会員の負担軽減のため、会員が使用する浄化槽本体及び付属機器（送風器等）が故障し、修理、買換え又は工事を行う際に予算の範囲内で助成を行う。

第2条 助成の対象

助成金の支払い対象となる修理及び機器の買換え又は工事については下記の範囲とする。

- (1) 付属機器の修理、交換及び本体修理の軽微なもの
(送風器、タイマー、マンホール蓋、コック等、送風器の配管)
- (2) 浄化槽本体及び内部の修理（軽微なものを除く）
(仕切り板破損、ろ材浮上・落下、本体変形、担体流出、底部ヒビ等)
- (3) ポンプ槽
- (4) 水害対策用緊急排水設備の設置
(水害対策用枘、水中ポンプ、水中ポンプの配管、水中ポンプの電管敷設、逆止弁、ただし水中ポンプについては、内部固定式に限る。)

第3条 助成の対象外

浄化槽周辺の配管（流入管、枘等）及び便器等の破損、詰り等の修理の場合は助成の対象外とする。

第4条 助成金額

工事等にかかった費用（買換えの場合は取付け費用を含む）の2分の1（上限15万円）とする。ただし、第2条（4）水害対策緊急用緊急排水設備に関しては工事費にかかった費用の2分の1（上限3万円とする。）

第5条 工事計画書

助成対象者は、あらかじめ工事計画書（別紙1）に次の各号に掲げる書類を添付して協会に提出し、承認後に工事に着手しなければならない。

- (1) 工事見積書の写し
- (2) 工事が必要なことを示す写真（写真が撮れない場合は説明図面）
- (3) 機器のカタログ（付属機器等の交換に限る）
- (4) 協会指定の工事請負書の写し（送風器の交換、マンホール蓋交換、逆止弁取付け等、軽微なものは除く）
- (5) 浄化槽から、排水先までの配管図及び浄化槽設置届け出事項変更届の写し
(ポンプ槽、水害対策用緊急排水設備設置工事に限る。)
- (6) その他協会が必要と認める書類

第6条 工事完了報告書

助成対象者は、修理後1ヶ月以内に工事完了報告書（別紙2）に次の各号に掲げる書類を添付して協会に提出しなければならない。

- （1）工事明細書（請求書）の写し
- （2）領収書の写し
- （3）工事写真
- （4）協会指定の保証書の写し（工事請負書が必要ない場合で、送風器の交換、マンホール蓋交換、逆止弁取付け等、軽微なものに限る）
- （5）その他協会が必要と認める書類

第7条 助成金の確定

協会は、前条の規定により提出された工事完了報告書を審査し、助成金の額を確定して助成金交付確定通知書（別紙3）により助成対象者に通知する。

第8条 助成金支払いの限度額

会員の年度内における助成金の限度額（複数の浄化槽を使用する場合、浄化槽につき）は15万円以内とする。

第9条 その他

浄化槽の管理を長期間放棄し、又は必要な工事を長期間放置した場合、又は故意や重大な過失による工事等の場合は、助成の対象としない。

附則

- ①この規程は平成27年4月1日から実施する。
- ②会員が協会の指導により、平成26年度中に本体の修理を行い、既に助成金を受けている場合は、第4条で定める助成金との差額の金額を追加で助成する。
- ③令和3年4月1日から実施する。
- ④令和4年4月1日から実施する。